目

次

示

第千四百五十七号

平成十六年

日

三月四日 曜 木

救急病院の名称及び所在地

医療法人峡南病院 名 称 南巨摩郡鰍沢町千八百六番地 所 在 地

認定期間

平成十六年二月二十七日から平成十九年二月二十六日まで

## 山梨県告示第九十九号

等で当該業務を行う旨承諾した。 規定により行う麻しんの予防接種については、 山梨県内の各市町村長が予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) 第三条第一項の 次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所

平成十六年三月四日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

三八

大安 一也	濱 本	野 村	医師の氏名
也	敏明	浩 一	)氏名
医療法人社団(浩央会)東桂メディカルクリニック都留市十日市場九百五十八番地一号	医療法人社団(浩央会)東桂メディカルクリニック都留市十日市場九百五十八番地一号	医療法人社団(浩央会)東桂メディカルクリニック都留市十日市場九百五十八番地一号	予防接種を行う主たる場所

## 山梨県告示第百号

四七 五五

四 四

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....

遊技機の型式の検定.

告

示

公安委員会

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則......

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則.......

土地改良区役員の退任及び就任...... 開発行為に関する工事の完了について (二件)...... 甲府都市計画の決定案の縦覧...... 清算人の就任......

人事委員会

都市計画事業の事業計画の変更認可..... 道路の区域変更 ( 二件 ) ......

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出......

三九

四〇

山梨県農作物奨励品種の指定の一部を改正する告示...... 指定猟法禁止区域を指定し、及び狩猟鳥獣の捕獲の禁止を廃止する告示.......一三七 予防接種の業務を行う医師..... 

山梨県告示第四百七十三号)は、 規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定し、狩猟鳥獣の捕獲の禁止 (平成十二年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条の 廃止する。

平成十六年三月四日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

天子湖指定猟法禁止区域

指定猟法の種類

梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

Щ

次の病院を救急病院として認定した。

平成十六年三月四日

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

山梨県告示第九十八号

山梨県知事

Щ 本 栄 彦

名称

	山梨 県 公報
D	第千四百五十七号
	平成十六年三月四日

区域 鉛製鉱弾を使用する方法

Ξ

を東及び南東に進み柿元ダム堰堤の東端から北及び南東へ延びる小道との接点に至 ら同町道を北西及び北東に進み町営下野石神峠林道との接点に至り、同所から同林道 し小道との接点に至り、同所から同小道を西進し町道佐野線との接点に至り、同所か 南巨摩郡南部町佐野地内の柿元ダム堰堤の東端を起点とし、同所から同堰堤を西淮

兀 存続期間 同所から同小道を北西及び南に進み起点に至る一団地

平成十六年四月一日から当分の間

千百十ヘクタール

五

面積

## 山梨県告示第百一号

うに改正する。 山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のよ

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

平成十六年三月四日

二の表中 同 優良品種 コ ロザリオ ビアン 中生種、 熟期九月上・中

を	-
同	同
同	優良品種
コロザリオ	藤稔
ビアン	
中生種、	中生種、
熟期九月	熟期八月

旬

	中・下到
į į	
を「同	
同同	
同 優 種	
同 優 種 良 品 加 納	
品種   加納岩白桃   加納岩白桃	
早生種	

		I .	/ 1	/ 1	'	-				'							
			良品種			7	<u></u>			め	め					生種、	生種、
_	貴陽	サマー エンジェル	サマービュート	太陽			易一色生重、			極早生種、熟	極早生種、熟		極早生種、 熟期六月下旬			熟期七月上・中旬	熟期七月上・中旬
•	中生種、	中生種、	中生種、	晩生種、						熟期六月下旬	熟期六月下旬		有	j			
						<i>j</i>	熟明しまし			旬	旬				_	lä	-
	熟期七月下旬・八月上旬	熟期七月中・下旬	熟期七月中	熟期八月上・		î	・ 中 司					_	を			Ī	- -
	り・八	下旬	下旬	中旬					_	li		F	<b>3</b>	同	7		
	上					L					7						
	⊨J					7	ŧ	-	,	Ī	3					华 5 后 利	寺
_		Į:	_ h		同	同	同	同				ī	5	特定		占   利	重
		ا ا ا	となっている。							-				特定品種		7	5 5 5
					同	同	優	同		[ <del>-</del>	키   	1	5	はなよ		8	5

### 山梨県告示第百二号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩 山建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 平成十六年三月四日

早

早

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

一路線 名 休息勝沼線

三 道路の区域

— 五 - · O	六 三 五 五	新	番地先まで
- 五二・〇	六・五	旧	東山梨郡勝召町大字小佐手字上山二二七〇東山梨郡勝沼町大字小佐手字工宮一二七〇
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区間

### 山梨県告示第百三号

平成十六年三月四日延建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。延建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 山 本 栄

彦

道路の種類 県道

一路線 名 市川大門下部身延線

三 道路の区域

番の二地先まで	南三摩祁身延丁大字上八大尺字秋京六〇二番の一地先から一番の一地先から一扇巨摩郡身延町大字上八木沢字鰍原六〇八	区
新	旧	の旧別新
= - - - - - - - - - - - -	=	(メートル)
一四七・〇	一四七・〇	(メートル)

### 山梨県告示第百四号

Щ

梨

県

公

報

第千四百五十七号

平成十六年三月四日

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事

項の規定に基づき、次のとおり告示する。業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一

平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本

栄

彦

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称南アルプス市

ももの郷公園(平成六年山梨県告示第五百八十六号峡西都市計画公園事業四・四・十二号秋山川す)

三 事業施行期間

平成六年十一月十日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

2 使用の部分 変更なし1 収用の部分 なし

#### 公 告

平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者

•

ある。 により実施した平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりでにより実施した平成十五年度山梨県林業改良指導員資格試験条例(昭和六十年山梨県条例第十九号)第二条の規定

平成十六年三月四日

Ш

山梨県知事山本栄

彦

奈良雅代 山内香澄 藤田聡 福島純 木村賢治 三神友彰 金沢太朗

平成十六年七月四日まで縦覧に供する。 次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による届 ● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

平成十六年三月四日

届出者の氏名又は名称及び住所

《**が**主所 山梨県知事 山 本

栄

彦

締役 三科雅嗣株式会社いちやまマート	氏名又は名
代表取	称
中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一	住
	所

#### 贝 C

#### 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 一 名称 イッツモア玉穂ショッピングセンター
- 所在地 中巨摩郡玉穂町若宮五十番一
- 2 変更しようとする事項

前	午前変零時

3 変更の年月日

平成十六年四月一日

三 届出年月日

平成十六年一月二十七日

#### 清算人の就任

清算人の就任の届出があった。する同法第十八条第十六項の規定により、解散した湯沢塚原土地改良区から次のとおり、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項の規定において準用

平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

	71-27-1		E   E
清算人氏名	日名	自	京 任 年 月 日
今津	茂	南アルプス市湯沢八二〇番地	平成十六年二月十八日
佐藤	富重	南アルプス市塚原二八六番地	平成十六年二月十八日
神山	清信	南アルプス市塚原一三八番地一	平成十六年二月十八日
神山	新平	南アルプス市塚原一三九番地	平成十六年二月十八日
下倉	照雄	南アルプス市塚原一六八七番地	平成十六年二月十八日
村松	治平	南アルプス市塚原五一番地	平成十六年二月十八日

平成十六年二月十八日	南アルプス市西南湖四二八四番地	忠文	今沢
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢一六〇七番地	金男	野田
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢一六〇四番地	郎	野田
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢八一八番地	幸夫	今津
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢九〇七番地	鷹雄	高石
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢一三五一番地	政雄	野田
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢四八番地	長重	塩澤
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢八二番地	成憲	塩澤
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢一一一四番地一	慎	荻原
平成十六年二月十八日	南アルプス市湯沢八二八番地	種吉	滝沢

# ● 甲府都市計画の決定案の縦覧

定案を公衆の縦覧に供する。 定するので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の決が市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決

平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 都市計画の種類

タープラン」) 甲府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (「甲府都市計画区域マス

- 縦覧に供する図書に明示する部分

都市計画の決定に係る土地の区域

#### 三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目十八番一号(甲府市役所都市整備部都市計画課甲府市貢川二丁目一番八号)峡中地域振興局建設部都市整備課甲府市丸の内一丁目六番一号(山梨県土木部都市計画課)

中巨摩郡敷島町島上条一二四八番地(敷島町役場建設整備課)中巨摩郡竜王町篠原二六一〇番地(竜王町役場都市整備課)

中巨摩郡田富町臼井阿原三〇一番地一(田富町役場建設課中巨摩郡昭和町押越五四二番地二)昭和町役場都市計画課中巨摩郡玉穂町成島二二六六番地(玉穂町役場都市環境課)

#### 四 縦覧期間

平成十六年三月五日から同年三月十八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本

栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町若宮一四の一、一四の二及び一四の三

=

開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上阿原町三百十番地二(甲府トラック運送株式会社)代表取締役(中村吉邦

● 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十六年三月四日

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

一七六五の一及び一七六六の一七六二の一、一七六二の一、一七六三の一、一七六四、七五九の一、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八の一、一富土吉田市上吉田字城山南一七四六、一七四七、一七四八、一七五〇、一七五一、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県伊勢崎市下道寺町五百十番地(株式会社プラグシティ)代表取締役(土屋嘉

雄

土地改良区役員の退任及び就任

平成十六年三月四日堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、差出

Щ

梨

県 公

報

第千四百五十七号

平成十六年三月四日

任

山梨県知事 山 本 栄 彦

梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

Щ

同 山内 岩男 東八代郡石和町松本五三七番地 同

同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理	沿	=	同	同	監	
	1-0	 	l <sub>n</sub> j	  -ij	  L-1)	1-1)	  L-1)	L-1)	1-0	1-0	L-1)	L-1)	事	役 職 名	就 任	1-0	<u> </u>	事	
3	石原	仁科	市川	大沢	小川	長田武比古	鎮目	中村	佐藤	代永	日野原統男	山内	佐藤	氏		三橋皓太郎	三枝	鎮目	
:	正則	勝一	善紀	幹 孝	美 直	比古	勇夫	八郎	辰巳	明夫	統男	岩 男	勇	名		光 郎	孝	正志	
	同 熊野堂二八番地	地 下岩下五二二番	東山梨郡春日居町別田四四七番地	同六七一番地	同 上岩下七〇番地	同落合八四番地	同 正徳寺五六二番地	同    一一六三番地	同八〇七番地	山梨市万力一三三四番地	東山梨郡春日居町桑戸四九三番地	東八代郡石和町松本五三七番地	山梨市万力一二〇〇番地一	住所		東八代郡石和町松本七四六番地	山梨市山根二九七番地	東山梨郡春日居町鎮目四九七番地	
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成十五年四月一日	就任年月日		同	同	同	

### 人事委員会

# 山梨県人事委員会規則第三号

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月四日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本

宏

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則

(人事記録に関する規則の一部改正)

第一条 人事記録に関する規則 (昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を 次のように改正する。

別表第二4の項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正) 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正) 第二十四条第八号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

号)の一部を次のように改正する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二

十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

一号」に改める。 第五条第二項第三号及び第十一条第二項第二号中「第一条第十号」を「第一条第十

(寒冷地手当支給規則の一部改正)

第四条 寒冷地手当支給規則 (昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号) の一部を次

のように改正する。

第一条第三項第六号中「第二十条の五第一項」 を「第二十六条第一項」に改める。

第五条 管理職等の範囲を定める規則 (昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号) (管理職等の範囲を定める規則の一部改正)

項」を削る。 の一部を次のように改正する。 第一条中「及び教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 第二十一条の五第三

(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第六条 職員団体の登録に関する規則 (昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十五号)

第三号様式中「第21条の4第1項」を「第29条第1項」に改める。

の一部を次のように改正する。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

特殊勤務手当に関する規則 (昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)

の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第二十一条」を「第十七条」に改める

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号

)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

#### 則

この規則は、 平成十六年四月一日から施行する

# 山梨県人事委員会規則第四号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月四日

山梨県人事委員会

員 長

本 宏

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 通勤手当に関する規則 (昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次

項等」に改める。 第十四条第一項及び警察職員給与条例第十六条第一項」を「職員給与条例第十五条第一 という。)」を加え、同条第二項中「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例 第四条第一項中「第十六条第一項」の下に「(以下「職員給与条例第十五条第一項等」

び警察職員給与条例第十六条第一項」を「職員給与条例第十五条第一項等」に、「月額」 を「額」に、同条第二項中「月額」を「額」に改める。 第五条第一項中「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例第十四条第一項及

分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。 運賃等の額による」を「より算出する」に改め、同条第二項中「運賃等相当額」を「職 第一号及び警察職員給与条例第十六条第二項第一号に規定する一箇月の通勤に要する運 う。) に規定する運賃等相当額」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区 員給与条例第十六条第二項第一号 (以下「職員給与条例第十五条第二項第一号等」とい 員給与条例第十五条第二項第一号、学校職員給与条例第十四条第二項第一号及び警察職 賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。) の算出」を「普通交通機関等 同条第一項中「職員給与条例第十五条第二項第一号、学校職員給与条例第十四条第二項 (新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額」に、「よる 第六条の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、

- 第七項等」という。) に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。) である定期券の 十四条第七項及び警察職員給与条例第十六条第七項(以下「職員給与条例第十五条 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関 通用期間が支給単位期間 ( 職員給与条例第十五条第七項、学校職員給与条例第
- 一 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交 つては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額 通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分 ( 交替制勤務に従事する職員等にあ
- 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

「月額」を「額」に、「掲げる額」を「掲げるとおり」に改め、同条第一号中「交通機関 額と五万円との差額の二分の一を五万円に加算した額)」を「職員給与条例第十五条第 等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額 (その額が五万円を超えるときは、その |項第||号等に定める額」に、「掲げる」を「定める」に改め、「の合計額」を削り、 第八条中「併用者の月額の規定」を「職員給与条例第十五条第二項第四号等」に、

Щ

「二輪車に」を「二輪車等に」に改める。 
「二輪車に」を「二輪車等に」に改める。 
に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、 
をする一箇月当たりの運賃等相当額(その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額 
に改め、同条第二号中「運賃等相当額(こ以上の普通交通機関等を利用するものとして通 
の二分の一を五万円に加算した額)」を「職員給与条例第十五条第二項第一号等に規 
の条第二号中「運賃等相当額(その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差 
の条第二号中「運賃等相当額(その額が五万円を超えるときは、その額と五万円との差

が困難であると人事委員会が認める」に改める。メートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤めると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロう。)」を加え、「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難でう、)を加え、「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難で第九条中「第十六条第三項」の下に「(以下「職員給与条例第十五条第三項等」とい

職員給与条例第十六条第三項」を「職員給与条例第十五条第三項等」に改める。第十条中「職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十四条第三項及び警察

田大会の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に改め、同条第一項中「職員給与条例第十五条第三項第一号、学校職員給与条例第十五条第三項第一号等」という。)に規第十五条第三項第一号、学校職員給与条例第十五条第三項第一号、学校職員給与条例第十五条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項及び警察職員給与条例第十六条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一相当額」という。)の算出は、新幹線鉄道下に「(第二号を除く。)」を加え、「特別料金等の間による」を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に改め、同条第一項中「職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十当の額」に改め、同条第一項中「職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十当の額」に改め、同条第一項中「職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十当の額」に改め、同条第一項中「職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十当の額」に改め、同項に後段として次のように第十六条第三項及び警察職員給与条例第十五条第三項、学校職員給与条例第十当の額」に改め、同項に後段として次のように第十六条第三項を除る通勤を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に改め、同項に後段として次のように第十六条第三項を除る通勤を「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」に対象といる。

この場合において、第六条第二項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道

に相当する」と読み替えるものとする。あるのは「特別料金等の額の二分の一あるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」

察職員給与条例第十六条第四項」を「職員給与条例第十五条第四項等」に改める。第十三条中「職員給与条例第十五条第四項、学校職員給与条例第十四条第四項及び警

る」に改め、同条に次の一号を加える。 第十五条中「職員給与条例第十六条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十五条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十五条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十五条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十五条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十五条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十五条第四項のそれぞれ同条第三項」を「職員給与条例第十四条第四項及び警第十五条中「職員給与条例第十五条第四項の表第四項及び警

の権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員三 その他職員給与条例第十五条第三項等の規定による通勤手当を支給される職員と

第十五条の次に次の一条を加える。

(支給日等)

- 当該通勤手当をその際支給する。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、
- 3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が

職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手

当該各号に定める期間とする。当とし、それぞれ同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、条例第十六条第五項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手4 職員給与条例第十五条第五項、学校職員給与条例第十四条第五項及び警察職員給与4

2

わたつて通勤しないこととなる場合

- 当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当での者の当該通勤手項第一号等に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして職員給与条例第十五条第二
- は近明司 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給たりの特別料金等二分の一相当額」という。)の合計額が二万円を超えるときにおにりの特別料金等二分の一相当額(第十七条第三項第一号において「一箇月当を支給される場合において、職員給与条例第十五条第三項第一号等に規定する一箇二 職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当

同条第二項中「月額」を「額」に改める。及び警察職員給与条例第十六条第一項」を「職員給与条例第十五条第一項等」に改め、第十六条第一項中「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例第十四条第一項

第十七条を次のように改める。

(返納の事由及び額等)

を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。事委員会規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)員給与条例第十六条第六項(以下「職員給与条例第十五条第六項等」という。)の人第十七条 職員給与条例第十五条第六項、学校職員給与条例第十四条第六項及び警察職

- があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合 一 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更
- 和六十三年山梨県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の処遇等に関する条例(昭第二項の規定により休職にされ、同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条

旅行、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数に停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。一項の規定により大学院修学休業をし、又は地方公務員法第二十九条の規定によりし、職員派遣をされ、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業を

- 普通交通機関等に係る通勤手当に係る職員給与条例第十五条第六項等の人事委員会 新いて「払戻金相当額」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号に が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用さ が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等(同号の改定後に 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の 利用するすべての普通交通機関等が3万五千円を超えることとなるときは、その者の れるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この 条において「払戻金相当額」という。)の末日にしたものとして得られる額とする。 規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- の区分に応じ、それぞれ次に定める額二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合
- 間に係る最後の月である場合にあつては、零)交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通差額の二分の一を五万五千円に加算した額に事由発生月の翌月から支給単位期間イ 口に掲げる場合以外の場合 一箇月当たりの運賃等相当額等と五万五千円とのイ
- る最後の月である場合にあつては、零) で人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及額に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じてたりの運賃等相当額等と五万五千円との差額の二分の一を五万五千円に加算した口 第十五条の二第四項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 一箇月当
- 「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。) が二万円以下であつた場のとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額 ( 二以上の新幹線鉄道等を利用するも則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る職員給与条例第十五条第六項等の人事委員会規

「払戻金二分の一相当額」という。) 
発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(次号において発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(次号においていま)に、その者の利用するすべての新幹のは第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹のとさは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第一号、第三等(同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超える合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道

2

- げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲
- 位期間に係る最後の月である場合にあつては、零) 鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る新幹線イ 口に掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係
- 係る最後の月である場合にあつては、零)及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た口 第十五条の二第四項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に
- 引くことができる。生月の翌月以降に所属する任命権者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し場合において、返納に係る通勤手当を支給された際に所属していた任命権者と事由発4 職員給与条例第十五条第六項等の規定により職員に前二項に定める額を返納させる

第十七条の次に次の見出し及び二条を加える。

(支給単位期間)

める期間とする。 は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定第十七条の二 職員給与条例第十五条第七項等に規定する人事委員会規則で定める期間

手当に係る支給単位期間に相当する期間ているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤普通交通機関等に係る定期券が一体として発行されする期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、る定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されてい 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関

- 交通機関等 一箇月 通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第六条第二項第三号の人事委員会の定める普通 一 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交
- あることができる。 めることができる。 の高する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)まに係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九県条例第七号)第二条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間にに変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間にに変更があることでの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する条例(昭和五十九県条例第七号)第二条又は山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨に係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨に係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨に係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨に係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨に係る最後の月の前月以前に、山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨に係る最後の月の前月の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

れる月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。第十七条の三 支給単位期間は、第十六条第一項の規定により通勤手当の支給が開始さ

- 2 月の中途において地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第2 月の中途において地方公務員法第二十八条第二項の規定により所属する場合にあいて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給にることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給たることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給にることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給により休業等に関する条例第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員法第二十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に2 月の中途において地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第2 月の中途において地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされ、同法第
- 単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。) には、支給たつて通勤しないこととなつた場合 (前項に規定するときから復職等をしないで引き3 旅行、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわ

に係る」に改める。を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等家職員給与条例第十六条第一項」を「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例第十四条第一項及び警第十八条中「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例第十四条第一項及び警

察職員給与条例第十六条第一項」を「職員給与条例第十五条第一項等」に、「月額」を第十九条中「職員給与条例第十五条第一項、学校職員給与条例第十四条第一項及び警

Щ 梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

額 に改める。

第二十条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

### 公安委員会

山梨県公安委員会告示第十四号

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去され 委員会規則第七号) 第四条の規定により告示する。 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公

平成十六年三月四日

別表第一中

#### 山梨県公安委員会

員 長 鶴 田 美

枝

二七八 屋村中四号線との十字路交差点先(市道千秋橋高畑線と市道後甲府市高畑一丁目二一番一六号 高畑中部 告示第八八号中成一五年一二月一八日

を

二七八 二 八 〇 二七九 号先 ( 市道南西一号線と市道天甲府市上石田二丁目三九番二四 屋村中四号線との十字路交差点先(市道千秋橋高畑線と市道後甲府市高畑一丁目二一番一六号 の丁字路交差点)神宮(A)線と市道若宮辻線と 前 告示第一四号 本級一六年三月四日 貢川小北東 高畑中部 告示第一四号平成一六年三月四日 告示第八八号

ľ

	安	れ 安 た 委 		
	っを		- ار	
Ξ		=	,	<u></u>
との十字路交差点) 先 (国道二〇号と都市計画道路 甲府市上阿原町四六八番地の一		路との交差点)		の十字路交差点)絡道路)と市道甲運一四号線と絡道路)と市道甲運一四号線と増一四〇号(西関東自動車道連甲府市桜井町九〇六番地先(国
上 阿 原		都計道交差点		北梨英和大学
告示第一四号平成一六年三月四日		都計道交差点 四六・三・二四		北 告示第一四号 告示第一四号

ĺĆ 三六 の交差点) 国道二〇号線と市道里吉向線と甲府市上阿原町四七四番地先( 上阿原交差点 四六・三・二四

を

三六 十字路交差点) 国道二〇号と市道里吉向線との甲府市上阿原町四七四番地先( 上阿原西 告示第一四号平成一六年三月四日

三五五 号線との十字路交差点)(市道一六三号線と市道二七八甲府市朝気一丁目一番一五号先 東小学校北 告示第八八号 平成一五年一二月一八日

三五五 甲府市朝気一丁目 番 五号先 |東小学校北 平成 五年一二月一八日

を

月

Щ 梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

を に改める。 別表第五中 二〇七 二0七 六八 六八〇 四国〇首号一 四国〇道号一 町道 川市三 左道号 岸荒線 整宝理区三 岡方北側) 五四番地の一先(赤 東八代郡石和町松本 南照院南側)まで(たれ八三番地先(成上九八三番地先(成上九四一番地先(成上九四一番地先(成立上九四一番地先(成立上九四一番地のでは、 岡方北側) 五四番地の一先(赤 東八代郡石和町松本 | Time 五〇〇メートル) 沢幸明方前)まで( 四〇〇メートル) 両関道両(る西 を係家・軽車進 除車屋沿車両す 両関道で 両関道 で 係 事 屋 沿 撃 殊 大動大 自型車型 動特、自 る車両 除 バ イ く ス ク 。 を 口 車殊(す動 大動大型車型 特、自 西進す 車 終日 終日 終日 終日 甲府 石和 石和 石和 告示第一四号 |一八日 |平成一五年一二月 平成一六年三月四 告示第八八号 平成一六年二月 平成一六年二月 告示第一二号 告示第一二号 三日 に改める。 別表第六中 \_ 〇 八 二〇九 四五五 = \_ 四国 〇道 号一 り 柳 町 線 横 道 通 青 四国 〇道 号一 線町寿町 上画都市阿道市道原路計へ \_ 号 国道五 南側) 先 (小僧寿し増穂店町一、一二五番地一 梨トヨペット峡南営二七七番地一先 (山南巨摩郡増穂町大椚 修センター 南側) 東八代郡石和町松本 号先 (尾沢幸明方前甲府市寿町二二番二 号先 ( 荒川橋東詰 )甲府市寿町九番一六 南巨摩郡増穂町青柳 業所南側) 、自る西 大動大進 型車型す (る東 軽車進 車両す る 車 連 両 る西 車進 両 を に く ス マ動特 イ車殊 ク(自 を除く ロマイスク 動特車殊( 、自る西 大動大進 型車型す ま一時びまら七 で九か一で九時 時ら七及時か 終日 終日 終日 終日 鰍沢 甲府 甲府 石和 鰍沢 四日 一六年三月 四日平成一六年三月 告示第一 平成一六年 四平日成 告示第一 告示第 告示第一二号 告示第一 三日 六年三月 六年三月 四号 四号 四号 四号 月

を Щ 四五五 四五七 四 五 几 五八 梨 六 県 線町上画都市 ) 寿阿道市道 町原路計 二国号道 四国〇道号一 町 公 道 報 五 夸 修センター 南側) 五三番地先(松本研東八代郡石和町松本 マート鰍沢北新店東番地先 (ファミリー南巨摩郡鰍沢町九八 号先 ( 荒川橋東詰 )甲府市寿町九番一六 号先 (尾沢幸明方前甲府市寿町二二番二 第千四百五十七号 る北車進 をロマ動特、自る東 除バイ車殊大動大進 くスク(自型車型す をロマ動特、自る東 除バイ車殊大動大進 くスク(自型車型す 両関道両 を係家・ 除車屋沿 (軽車 る 東 連 両す 両関道両 を係家・ 除車屋沿 平成十六年三月四日 両す まら七 で九時 ひ時か 終日 終日 終日 甲府 鰍沢 石和 甲 府 告四平 示日成 第 告示第一四号四日 不成一六年三日 告示第一二 告四平成 一、 平成一六年二月 六年三月 六年三月 四四 六年三月 兀 号 号 っを を に改める。 に改める。 別表第十中 別表第七中 八六 八五 八五 〇五七 一 川 市 号 左 道 線 岸 荒 市道 市 玉 道 号一国 線四 〇道 西進車両) 側十字路交差点東側・ 側十字路交差点東側・ 塩山市赤尾三六三番地 西進車両) 側十字路交差点東側・ 側十字路交差点東側・ 塩山市赤尾三六三番地 先 ( 荒川橋東語) 甲府市寿町九番 側 先(小林方前)山梨市上神内川一、 六号 をロマ動特、自る南 除バイ車殊大動大進 くスク(自型車型す 五二〇番地 車 両 両 まー時び で九か一 時ら七 終日 終 終 日 日 塩山 塩山 甲 部日 府 告示第一四号 告示第一四号 第 告 九 五 〇 号 平成一六年三月四 平成一六年三月四 平 兀 0 六号 光・ 五〇 几  $\dot{\circ}$ 

Щ 梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

				っを
五	五	<del>五</del>	<b>五</b>	
五 〇 二 =	五 〇 二	五 〇 一	五、〇一〇	
=		_	0	
り柳町 線横道 通青	町 道	町 道	線 沢県 谷道 村戸	
		"		-
西側十字路交差点) 四番地ー先 ( 小僧寿し増穂店南南巨摩郡増穂町青柳町一、一三	差点)番地先 ( 豊畑踏切南側丁字路交番地先 ( 豊畑踏切南側丁字路交北巨摩郡小淵沢町一〇、一六一	路交差点)番地先(馬術競技場南東側丁字北巨摩郡小淵沢町一〇、一五四	田中方南側)都留市四日市場二〇四番地先(	
	_	_	_	
鰍沢	長 坂	長 坂	都 留	
告示第一四号 四日 不成一六年三月	告示第一四号 平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一二号 平成一六年二月	
<i>+</i>			ı-	
を 		九一	「別談」	

	- ا <u>ت</u>						
九一 五 、	「 別表第: に改める。	五	五	五	五	五	五
五五	別表第十四中	0	0	0 +	〇 六	〇 五 五	0
荊 軒 県 沢 茶 道 線 屋 一	四 中	九	八	七	六		四
		〇整宝市 号理区道 線一画寿	三 整 宝 市 号 理 区 道 線 三 画 寿	市 道	市 道	市 道	敷力県線小道 屋万
の両側 ボス市西南湖一、 大(南湖橋東詰交 先(南湖橋東詰交 地代四番地先まで				先(平山方東側)	の一先(松下方空き地西側)山梨市上神内川一、二三二	の三先 (大村方駐車場西側)山梨市上神内川一、五四四系	四一先(中華飯店青柳前の一条)
四〇〇		君夫方前) 甲府市寿町二三番六号先(望月	幸明方前) 甲府市寿町二二番二号先 ( 尾沢	(1) 五四九番地	7空き地西側) (二三二番地	7駐車場西側)	成店青柳前) 番地
く け車 ゜。 をん両 除引へ		_				_	=
= 0		甲府	甲 府	部日下	部日下	部日下	部日下
原 小 笠		告 四 平 示 日 成 第 一	告四平 示日成 第	告四平 示日成 第	告四平 示日成 第	告四平 示日成 第	告四平 示日成 第
二告三年平 号示日二成 第 月一 一 二六		告示第一四号 四号	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号四日 八年三月
		•					

ĺĆ

Ę

000

線 沢県 谷戸

田中方南側)都留市四日市場二〇四番地先(

都留

平成一六年二月

告示第一二号

を

 $\equiv$ 

九三六

市道

パチンコダイマル駐車場北側)甲府市国母五丁目五番五号先(

府南甲

告示第一四号 四日 二月

ĺĆ

\_

0五七

削除

部 四日 告示第一四号

 $\equiv$ 

九三六

市 道

パチンコマルケー駐車場北側)甲府市国母五丁目五番五号先(

府南甲

平六・一〇・二

第告〇四三号

五

県道一

南アルプス市西南

四〇〇

車両(一三〇

小笠|平成一六|

を に改める。 別表第十五中 Щ 九五 三八 三八 九一、 九一六 \_ 梨 五 五 県 二田町 号大道 線正椚 線町上画都市 ) 寿阿道市道 町原路計( 荊軒茶屋 \_ 号 国道五 五国 公 報 一 号道 橋)までの両側 一番九一号先(船山一番地先(新早川一一番地先(新早川一一番地先(船山三十三) から南巨摩 がら南巨摩 両側 詰交差点) までの三号先(飯豊橋北 番地の九九先(上沢郡身延町下山二三一橋北詰)から南巨摩「番九一号先(船山一番九一号生の船山 生一丁目一六番一前)から甲府市相五号先(加藤忠方甲府市寿町三番一 プス市西南湖一、 差点)から南アル 先(南湖橋東詰交 の両側 第千四百五十七号 までの両側 ≣ 五三六  $\equiv$ ΟÉ 0 七 平成十六年三月四日 九四 八四 け車 をん両 除引へ け原車 ん付両 を引・へ け をん 除引 <u>\</u> ر 除く。 車 車 南 両 四〇 終日 終日  $\equiv$ 南鰍韮原小部沢崎 笠 鰍 韮 原 小 沢 崎 笠 甲 市 原 府 Ш 四告示第 日年平成月二六 四告号示第 日年平 三成 月二六 四告日号示第 二告三 号示日 第 告示 平 第二〇号 <u>-</u> 四 平九・三 年三月四 年|月 成一六 - だ を を ヮを っに に改める。 別表第十六中 V 八 六 六 六 六 三八 三九七 三九七 三四九 三八 Ξ 四九 町道 線 一 西 町 六 一 号 級 道 削除 削除 市 市 交差点)までの両側 道 道 差点・南進車両)番地先(豊畑踏切南側丁字路交北巨摩郡小淵沢町一〇、一六一 小淵沢北側)
一六一番地(ホテルリゾナー・北巨摩郡小淵沢町小淵沢一〇、 (一志一雄方東側) 甲府市酒折三丁目九番八号先 (浄正院南西角) 甲府市酒折三丁目八番一 号先 レ 長坂 長 甲 甲 甲 甲 府 府 坂 府 府 第四三号 五九号 告四平成一 告四日 元 五五 九九 号・ 告四日成一六 五 六年三月 六年三月 六年三月 四号 四号 四号 六

ľ

山 梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

					1	四旬14人1990年发上大手三月9月	角上	見 公 日	길
告示第一四号 平成一六年三月	石和	交差点・西進車両) 先(サニーハウス南西角十字路東八代郡石和町東油川四八番地	線一町一道号四		告示第一四号	而) 一 市) 一 市) 一 市) 一 の の の の の の の の の の の の の	号整宝線理区 九画		
告示第一四号		声)			甲府  平成一六年三月	甲府市寿町四番四号先(1ig	市道寿	NOT N	Ó –
四日 六年三月	鰍沢	県営鰍沢北部団地北側・西進車南巨摩郡鰍沢町一〇一番地先(	町道	- 0、七二二	告示第一四号		九整号理		
告示第一四号		鰍沢北新店北側・東進車両)八番地一先 (ファミリーマート			四日 平成一六年三月	ビル南側・東進車両)甲府市寿町三番一六号先(飯島	宝百	、七0二	– Q
平成一六年三月	鰍沢	南巨摩郡増穂町青柳町二、三九	町道	- ( ナー	告示第一四号				
告示第一四号		東側・北進車両) 六番地一先 (イタヤマメディコ	線 柳 大 椚		四日 平成一六年三月	(小野方南側・東進車両)甲府市酒折三丁目八番二二号先	市道	、七01	– Q
平成一六年三月	鰍沢		農道青	-0、七-0	告示第一四号				
告示第一四号		側・南進車両) 四番地一先 ( 小僧寿し増穂店西	線柳大椚		四日 平府 平成一六年三月	浄正院南側・西進車両)甲府市酒折三丁目八番一号先 (	市道	, <del>1</del> 00	Ŏ O
平成一六年三月	鰍沢	南巨摩郡増穂町青柳町一、一三	農道青	一〇、七〇九	告示第八八号		号線		
告示第一四号		・東進車両) 四番地先 (鷹左右要一郎方南側			月一八日	田稔方東側・北進車両)甲府市西油川町三六番地先 (植	油市川道四西	六九九九	Ó Ó
平成一六年三月	韮崎		町道	一〇、七〇八					「を
告示第一四号		進車両)							
四日 六年三月	韮崎	五番地先(輿石裕二方東側・北北巨摩郡双葉町下今井一、六七	今 町 井 道 線 下	10、七0七	告示第八八号十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	田稔方東側・北進車両)	号油市線川道	<i>;</i> ; ;	_
告示第一四号		君夫方東側・南進車両)	〇整宝 号理区 線一画			1	<u> </u>		
平成一六年三月	甲 府	甲府市寿町二三番六号先(望月	市道寿	一〇、七〇六	告示第一四号				
告示第一四号			三整号理				削除	六六六	Ó Ó
四日	甲 府	幸明方東側・北進車両) 甲府市寿町二二番二号先 (尾沢	宝市区道	一〇、七〇五					ァを
告示第一四号		治方啈側・東進車両)	〇整宝 号理区 線三画		新 活 一日 一日 一日 三年三月	東側・北進車両)(ファミリーマート鰍沢北新店(巨摩郡鯏沢町九八番地先)	町道	· 六 六	Ć
平成一六年三月	甲府	甲府市寿町一八番五号先 (原一	市道寿	10、七0四	į	_			

山 梨 県 公 報 第千四百五十七号 平成十六年三月四日

ó –	ó		Ó	Ó	Ó	_	Ś	Ó	Ć	Q Q		Ó		- Q
七四四	七三		七三二	セニ	セー	† - - -	5 1	七 八	t - t	七二六		七 五 五		七一四
市道宮	線谷市 一道 号宮	橋北級	香市 比道 泉猿	橋 市 北 線 猿	橋市 北道 線猿	橋 相 北 線 線		市道	市道			市道	線 - - -	- 町 - 道 - 四
大月市富浜町宮谷五一〇番地の	字路交差点・北進車両)一先(㈱マイルストン南西側丁一先(㈱マイルストン南西側丁	字路交差点・北進車両)出の二外(中央自重車道才俱)	也のこと、中やヨカ亘道と訓「大月市猿橋町猿橋一、一一〇番	路交差点・南進車両)大月市七保町下和田三〇三番地大月市七保町下和田三〇三番地	路交差点・北進車両)大月市七保町下和田八二五番地大月市七保町下和田八二五番地	字路交差点・北進車両) 先(市道総合グランド線との丁	大月市に呆丁下四日八三〇番也	先(駐車場東側・北進車両)山梨市上神内川一、二四五番地	側・西進車両)の七先(米倉電機工業所倉庫北山梨市上神内川一、匹七八番地	進車両) 進車両) 出製市上神内川一、二三二番地	(の三分() フヤア、駅車均西側・南	) 三七、大寸方主三易互則:河山梨市上神内川一、五四四番地	交差点・東進車両)	も、ナニー ハウス南西角ト字各東八代郡石和町東油川五七番地
大月	大月		大月	大月	大月	<del>ال</del> ال	ト	日下部	日下部	日下部		日下部		石和
平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号	平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号	平	告示第一四号 四日 平成一六年三月	告示第一四号		告示第一四号		告示第一四号	平成一六年三月
	一、三一四 県道富 南都留郡富士河 七〇〇一、三一四 県道富 南都留郡富士河 七〇〇	<u>ح</u>	則 差点) までの両	の一先 (大道交船津三九一番地部富士河口湖町) から南都留	線 河口湖大橋料金 湖富士 二二六番地先 (	, IC		四七         		での両側 先(飯豊橋)ま 寿町二四番八号 家屋)から甲府市		別表第十七中	に改める。	線 交差点・南進車両) 谷一号 三先 (中央自動車道北側丁字路
告示第一	車両 終日 富士			- 号	車両 終日 富士		四号	告示第一 年三月四 年三月四		— — 号	六〇〇 車両 終日 甲府 五一·三	-		北側丁字路 四日

Щ 梨 県 公 報

第千四百五十七号

平成十六年三月四日

別表第二十四中

に改める。

六八	六七	
線町上画都市 )寿阿道市道 町原路計	町道	
) までの両側歩道(五三六メートル 番一三号先(飯豊橋北詰交差点) 番一三号先(飯豊橋北詰交差点) 中府市寿町三番一五号先(加藤忠	一、〇六二メートル)、八八三番地先までの片側歩道(、八八三番地先までの片側歩道(先から北巨摩郡長坂町長坂上条一北巨摩郡長坂町渋沢五八一番地一	
甲府	長坂	
告示第一四号四日	告示第八八号平成一五年一二月一	

一 六 七 町道

別表第十九中

に改める。

、八八三番地先までの片側歩道先から北巨摩郡長坂町長坂町長坂上条北巨摩郡長坂町渋沢五八一番地 〇六二メートル) 長坂 告示第八八号 八日平成一五年一二月一

を

を

\_

三五

五三六

車両

終日

甲府

日年正成一月四六

四告号示第

側 差点) までの両部富士河口湖町 また (大道交の一先 (大道交の両の) までの両

一号

上画都市 阿道市道 原路計へ

線 町 ) 寿 町

側差点) までの両におう前) から甲に方前) から甲に大番一三号先(加藤本三号先(加藤本三号先) から甲の一次番の一次番の一次の両の一次をできる。

		た位置	路交差点 )		
		標示し	市道円野二三号線との丁字		
告示第四一号		路上に	八四番地先 ( 国道二〇号と	号	
韮崎 平成一四年八月一日	韮崎	当該道	韮崎市円野町上円井一、八	国道二	— 七

八	t
五 国 八 道 号 三	〇国 号道 二
) 号先(甲府地区消防本部前 甲府市伊勢三丁目八番二三	路交差点)
た標路当 位示上該 置しに道	た標路当 位示上該 置しに道
府 南 甲	韮崎
告示第一四号平成一六年三月四日	告示第四一号四年八月一日

に改める。

遊技機の型式の検定

規定により公示する。 四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

なお、検定の有効期間は、 平成十九年三月三日までとする。

平成十六年三月四日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美

枝

株式会社エー ス電研	申請者氏名又は名称及び住所	
代表取	び住所	
ぱちんこ遊技	及 び 区 区	型
遊 技 ———	区種類	式
C R 熱	型 式	の
熱湯	名	概
株式会社	業は製 者輸造 名入又	要
= O	検	
	定 番 号	

東京都豊島区東池袋二丁目二里見治 代表取締役		三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目二東京都豊島区東池袋二丁目二里見治 (単元) はいいん アイス はいいん アイス はいいん しょうしん いんしん しょうしん いんしん しょうしん しょく しょうしん しょく		三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目二東京都豊島区東池袋二丁目二里見治		丁目一一番一三号 愛知県名古屋市中区丸の内二 愛知県名古屋市中区丸の内二 ドディ 代表取締役 梅村義	株式会社サンセイアールアン	二番九号 二番九号 二番九号 一二番九号 一二番九号 一二年三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		二番九号東京都台東区東上野三丁目一年の一番人
規則第六条第	動役物物質	第二) 第二) 一号イ ( 別表 規則第六条第 機	動役物	第一重 第二) 一号イ ( 別表 規則第六条第 機	動役物物質	第一 第二) 一号イ (別表 規則第六条第	はちんこ遊技	第一種 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	動役物物質	第二) 一号イ (別表規則第六条第
山 C S R T 力 道		山 C F R N 道		山 C H R N 力 道		V の R 間 場場	C R お 茶	ト ト ト ト ト ト リ ス メ 湯		トルーレッス
式会社株		式会社株		式会社株		ン ア サ ド ル ヤ ディ ア イ	株式会社	研 エ 株 ス ス 電 社		研 エー ス 電
= O O = ,		三 〇 〇 九		三0100回			= 0 0 - -	三〇一〇六四		
野町七丁目二	ィア 代表取締	〇一番地	と 井置さり 代表取締	野町七丁目二	No. le	〇一四番地の八	群馬県桐生市広沢町二丁目三中島潤 代表取締役	〇一四番地の八群馬県桐生市広沢町二丁目三	中島閏 株式会社平和 代表取締役	二番二号
第二) 規則第六条第		動役物 第一種特別電 用類六条第		動役物 第二分 第二) 用類 開業 開業 開業 開業 開業 開業 開業		動役物第一種特別電	規則第六条第機のこ遊技	動役物等に対している。	幾ぱちんこ遊技	動役物 第一種特別電
開 極 X	引 C M R 花 満	<b>房</b> 村 \	見 C M R / 花 i i i i		開 G R 花 満		名 C 画 R J 新	į	名 C 画 R X J 新	
	株式会社		株式会社		けた 株式会社 アイア		平株 式会社		平 株 式 会 社	
	三〇一〇五三		110010011		三〇一〇四八		三〇一〇五二		三010三七	

一恶少为	<u>~                                    </u>	→ <del></del>	→ <del>武</del> 書 世	; 由 即 ##	
二菱パラー 五知表イー 番県取ヨー	〇馬島式 番県秀会	〇馬島式 番県秀会	〇馬島式 番県秀会	三縄締式	
地名締上	地桐行社 生	地桐行社 生	地桐行社 生 三	一宜 社   〇野別メ	
産レー 市佐ッー 西藤クー	境野代	境野代	境野代	市直シー真鋼ー	
二五番地で大田の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	町表	町表	町表	志 販喜 売	
町社	六〇番地 代表取締役 株式会社三共 代表取締役	六〇番地 六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 春島秀行	六〇番地 代表取締役 株式会社三共 代表取締役	ー三番ー〇号 中縄県宜野湾市真志喜二丁目 取締役 別所直鋼 代表	
動第第一規機ぱ 役一二号則 ち			動役物 第一種特別電 第二) (別表 開第六条第	動役物 第二分 第二) 第二) 明第六条第 機 ばちんこ遊技	動第
動役物 第二分 別表 別 別 第一 様 と が 別 第一 条 別 第 六 条 第 別 表 が 別 表 第 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	動役物第二種特別電第二人の (別表規則第六条第規則第六条第機	動役物 第一種特別電 第二) (別表 リ第六条第 (別表	動役物 第一種特別電 第二) (別表 規則第六条第 機 と は は は り に り に り に り に り に り た り た り た り た り た	動役物第一種特別電第一種特別電 開業 (別表 )	動役物 第一種特別電
電表第一技					電
ボボ C IIR	D ラア X ダク イア スパ	ンク   C MアバR X ナ   フ イアィ	ンク   C J アバ R X ナ   フ イアィ	郎 ば C Z れ R 桃 が 太 ん	
IIR Nヌヌ II	イア スパ	X ナーフ イアィ	X ナーフ イアイ		
株 エ タ 式 シ 会 カ 社 ク	三株 共式会 社	三株 共式 会 社	三株 共 会 社	販 メ株 売 - 式 シ会 - 社	
会ッヨ社クー	会 社	会 社	会 社	シ会 l 社	
三	Ξ	Ξ	ΞΟ	三〇	
一〇四六	一 〇 五 六	- 0四七	三〇一〇九二		
봈	六	Ŧ	7 –	四	

	_
発行者	山梨県
山梨	県公報
県甲庭	第千四五
甲府市丸の内一丁目六番一号	第千四百五十七号
一丁目六素	
田号	平成十六年三月四日
印刷	
印刷所 ㈱サ	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
日六番	
	五八